

いうことで、訴訟も提起されている、こういう矛盾も今出ているわけです。

まず、家事使用人について、同じ労働者といえどもこういうちぐはぐな待遇になってしまっているわけですが、やはりここは、しっかり家事使用人をまず労働者として位置づけて考えていくべきだと思います。いかがでしょうか。

○坂口政府参考人 お答え申し上げます。

今議員の方からのお尋ねについてはそもそも労働基準法の適用の問題かと考えますが、御指摘ございましたように、現在、労基法の百六条の二項におきまして、「この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。」ということ、議員御指摘のとおり、適用除外ということの扱いになっております。

この点につきましては、そもそも、家事使用人というものにつきましては、今申し上げたのは同居の親族のみというものと同等に、通常の労働関係とは異なった特徴を有する関係にある者ということで、国、国家による監督規制というような介入が不相当というような考え方から適用除外としておるところでございます。私どもとしまして、現行のそういった取扱いということを持したいと思いますとおります。

○尾辻委員 でも、そうすると過労死しても労災の申請ができないとか、こういう不都合なことが起こっていますから、やはりそろそろこれは見直すべきときに来ているというふうに思いますので、賃金請求権ですけれども、範囲は一体どこまで

なのかというのもこれまた議論になっているわけですが、労働基準法二十六条の休業手当や有給休暇中の賃金、これは労基法上の賃金に当たるんでしょうか。

○坂口政府参考人 お答え申し上げます。

労働基準法の第十一条に賃金について置いておられますけれども、この定めでは、名称のいかんを問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うものを指すということとされております。

したがって、今議員お尋ねの、労基法の第二十六条に基づきます休業手当、それから労基法の第三十九条に基づく年次有給休暇中の賃金というものにつきましては、この労基法の第十一条に言う賃金に該当するというものでございます。

○尾辻委員 確認をさせていただきます。

ちよつと一問飛ばしまして、先ほど大臣が、保存期間、何で三年になったのかというときに、保存がなかなか難しいというようなお話があったかと思えます。今回も、労働者名簿等の保存期間は原則五年ということになりましたが、当分の間は現行の三年のままということですか。

私、これなんかはやはりちよつとおかしいなと思っております。例えば税法上の事業年度の確定申告に係るものは七年保存なんです。ですから、別に、三年が五年になってもそんなに負担は変わらない。五年保存が使用者側から負担が大きいとされたことについては私は疑問が残ります。

これについて、二年延びることが負担なんだという客観的なデータが示されたり、企業の記録保存に係る負担がどれぐらいどうなるのか、こうい

う実態把握はあるんでしょうか。

○坂口政府参考人 お答え申し上げます。

記録の保存期間を五年に延長した場合ということになりますと、やはり、いわゆる紙媒体の文書のみならず、企業においては、システム改修でございましたり、あるいは紙媒体に係る保存の方法の見直しというようなことも付随して必要になってくるということで考えてございます。その際の具体的なコストや負担についてでございますけれども、やはり企業規模あるいは記録の今申し上げますました保存方法等によって大きく異なりますので、そういったものについては一概にお示しすることが困難ということで、これまでもお示しはできていないというものでございます。

ただ、一般的には、従業員が多い事業場、あるいは紙媒体での保存を行っている事業場ということであれば相応の負担が発生するというもので考えてございまして、労働政策審議会の労働条件分科会においてもそういったような意見というものが行われていたということでございます。

私どもとしまして、本法案の検討規定にもございまして、労使あるいは公益委員の御意見も踏まえて、こういった企業における労務管理の状況等についても可能な限り把握できるように今後努めてまいりたいと考えてございます。

○尾辻委員 確認ですけれども、客観的なデータというのはないわけですか、負担だという。

○坂口政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、いろいろ、企業規模等々でさまざまでございますので、定量的な、客観的なデータということにつ

いては持ち合わせていないということでございます。

○尾辻委員 今回、こういった議論をするときに、本来、ちゃんと把握をして、客観的なデータがあつて、これだけの負担があるから三年ですということならわかりますけれども、こう考えましたとかいうことで、結果的に原則五年ですけれども、自分の間三年になっているわけです。しっかりと、これはやはり、実態把握、データとして私たちに示していただきたいと思えます。そして、本則の五年に早くしていただかなきゃいけませんので、紙媒体が大変だというのであれば、IT化とかデジタル化とか、こういうことも支援していくべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○坂口政府参考人 今委員御指摘のように、こういった労務管理あるいはそういった文書の保存とということにおきましても事業主の責任と負担において行われるということが前提ではあると考えますけれども、やはり、私どもも、先ほど申し上げましたような、いろいろ困難を抱えておられる中小企業事業主を中心としまして、労務管理の適正化等に取り組まれるという中小企業事業主に対しまして支援を行ってございます。

例えば、現行も、時間外労働等の改善助成金というようなものにおきまして、中小の事業主が生産性の向上を図りながら労働時間の縮減等に取り組む場合に、労務管理用のソフトウェアあるいは労務管理用機器の導入、更新に要する費用というものの助成というものもしております。私どもとしましては、引き続き、こういった助

成金の活用を進めるとともに、長時間労働の削減、賃金不払いが起らないようにするための取組ということを支援するというところで努めてまいりたいと思えます。

○尾辻委員 まず、しっかりと実態把握をしてください。そして、支援をしていただくようにお願いしたいと思えます。

次、大臣にちよつとお聞きいたしますけれども、今回の法案は施行期日が四月一日ということ、民法改正案は公布から施行まで一応三年かけたわけです。あつという間に四月一日ということになるわけで、そうすると、本当に労働者の皆さんにこういった一年延びましたよとかいうことが周知できるのか。この辺はどうお考えなんでしょうか。

○加藤国務大臣 本法案での施行期日、今委員御指摘のように令和二年四月一日となつて、特段の周知期間は設けておりません。

この規定は遡及適用はしないということであり、また、施行日時点で既に支払い期日が到来している賃金債権については過去にさかのぼって三年分請求するわけではない、あくまでも二年であるということ。また、新たな消滅時効期間が適用される施行日以降に支払い日が到来する賃金債権についても、三年なんですけれども、最初の二年は今でも二年ですから、そこから要するに二年超えたところにおいて、皆さんまだ請求する権利がありますよということをしつかり周知しなきゃいけない。

そういった意味においては、令和四年の四月以降からそういった事態が生じますから、それに向

けて今からしっかりと周知等を図っていききたいというふうに思います。

○尾辻委員 だから、民法のときに比べたら、今回の労基法の改正というのは本当にばたばただなというふうに感じています。ですので、もちろん二年から三年に延びるということで、今すぐというのは大臣もおっしゃるとおりなんですけど、しっかりとわかるように周知をしていただきたいというふうに思います。

では、今度、これをいつ本当に改正するのかということ最後に大臣にお聞きしたいんですけども、今回、施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定については、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするというふうに附則でなっているわけですね。自分の間ということ、そして施行後五年を経過した場合、必要と認める場合ということなんです。

実は、中小企業の時間外労働に五割以上の割増し賃金率が義務づけられた、この際は三年経過後の見直しだったんですが、結局、適用猶予の廃止は二〇二三年からですから。法改正は、二〇〇八年から二〇一八年まで、結局、十年かかったんです。三年経過後の見直しといながら十年、そして本当に施行するまで十五年かかった。では、自分の間の廃止ということ、これは本当に五年後に見直されるのか。本来、きちつと廃止時期を明記するべきじゃないかというふうに思います。このあたりはいかがでしょうか。

○加藤国務大臣 これもいろいろな御議論の中で経過措置の期間が当分の間とされたところでありまして、現時点では、まことに申しわけないんですが、当分の間は当分の間としか言えないというのが今の状況ではあります。

ただ一方で、消滅時効期間の延長に際しては、未払い賃金に係る紛争が発生している実態、それに対応するため企業に対し労働時間の適切な管理がこれまで以上に求められていくわけでありますから、このため、厚労省としては、改正法の周知定着はもとよりとして、長時間労働の削減や賃金不払いが起らないようにするための取組を推進をしていく、また、労働時間の適切、適正な把握と記録保存のため、特に、中小企業に対する労務管理の適正化に向けた支援、労務管理機器等の活用に対する助成、こういったことに取り組むことによつて、一つ一つの課題、いまだ指摘されているわけでありますから、その解決に向け、努力をしていきたいと思っております。

なお、施行後五年の見直しという規定があるわけでありますけれども、そうした際にも、今回のこの当分の間をどうするかということも含めて検討がなされるものという、その上で適切な判断がなされていくんだろうというふうに思います。

○尾辻委員 私は、原則というのがあって、当分の間と書いてあるんですから、本当はきちんと廃止時期を明記するべきだというふうに思います。今のままでいいやないということですけれども、私は、ちゃんと五年のときに見直して、しっかりと原則に戻すべきだということを要請をしておき

たいというふうに思います。

続いて、ちよつと新型コロナウイルス感染のこのことについてお聞きをしてまいりたいと思えますけれども、まずもつて、今回、本当に、厚生労働省の皆さん、ダイヤモンド・プリンセス号から始まって、今回の新型コロナウイルス感染について、日夜取り組んでいただいていることには心から敬意を表したいというふうに思います。

特に、専門家会議の方では長期化を視野に入れたというような話もありますので、今、短期的にやつて、集中的にやつておられますけれども、しっかりと、どこかでもかわりながら、休みも入れていただきなから、この長期戦を乗り切つていただけるように頑張つていただきたいというふうに思います。

ちよつと、先ほどから少し議論のあるところで、確認をしておきたいことがあります。コロナウイルス感染症とウイルスがどうもいろいろ議論の中で混同されているようなので。新型コロナウイルス感染症というのは、WHOでいうとCOVID-19である。そして、ウイルスというのはこれはまた別のちゃんとした名称があつて、これはSARS-CoV-2ですよね。ちよつとここだけ確認させていただきます。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。基本的に議員の御指摘のとおりでございますが、WHOにおきましてこの感染症はCOVID-19という名称が定められました。日本では既に新型コロナウイルス感染症という名称が一般的に定着しているので、この名称を使わせていた

いております。

また、ウイルスにつきまして、SARS-CoV-2でございますけれども、これについてはまだ和名等が現時点では学会等で定められたものがないということ、この和名というのはないというふうに理解しております。

○尾辻委員 済みません、ウイルスの和名がないということ、では、皆さんはそのウイルス名は何と呼ばれているんでしょう。

○宮崎政府参考人 一般的に、現時点では新型コロナウイルスというふうな呼び方をさせていたいております。

○尾辻委員 新型コロナウイルス、私、これは今緊急性のあるときにやる議論ではないと思いますが、コロナウイルスの七種類目ですよね。そうすると、また新しいコロナウイルスが多分来るときにこれまた新しいと言わなきゃいけない、結局混同していくわけですから、どこかの段階でしっかりと、このCOVID-19とか、ウイルス名のところも名づけてやつていただかないと混乱が起ると思えます。指摘をしておきたいというふうに思います。

済みません、あともう一点、ちよつと新感染症のことだけ、少し確認をしておきたいと思えます。指定感染症に今新型コロナウイルスはなつていくわけですが、新感染症というのは、私の中では、非常に劇化する。それも、日本でこれに対処できる病院というのはほとんどなくて、四病院、十床、これしかない。要は、一類相当のよ

これは確認だけです。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

新感染症につきましては、今委員からもございましたけれども、感染症法では第六条の第九項においていろいろ規定されているところでございます。

それから、収容というか、治療を行う医療機関というのは今委員から御指摘のありました特定感染症指定医療機関というところが定められておりまして、そこで対応する感染症ということになります。（発言する者あり）新感染症です。

○尾辻委員 新感染症というのは、私が聞きたかったのは、今、新型コロナウイルスというのは指定感染症ですよ。私のイメージでは、新感染症というのは非常に劇症型で、一類ぐらいになるようなもの。これが新感染症。だから、皆さんの取扱いも、特定の感染症の医療機関、四病院、十床でしかないという取扱いにしていますよね、今。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

今、一類のようなという話がありました。一類とか二類とかということでありまして指定感染症ということでありまして、あくまでも、原因とか、そのウイルス、感染症が未知の感染症であるということであれば新感染症というような取扱いになるということ、すごくアバウトな表現ですけれども、そういう取扱いになるという整理でございます。病院は、特定感染症医療機関で対応するということでございます、新感染症であれば。（発言する者あり）

○盛山委員長 では、時計をとめてください。

〔速記中止〕

○盛山委員長 では、時計を起こしてください。

では、宮崎健康局長。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

医療機関の方は、新感染症につきまして、特定感染症医療機関というふうに申し上げましたが、先生が言われている特定感染症医療機関は全国で四医療機関で十床指定されているところでございまして、そこで対応するというところでございまして、そこで対応することでございます。

○尾辻委員 じゃ、それは、例えばバイオセーフティーレベルはどれぐらいのものでしょうか。

○宮崎政府参考人 指定の要件としては、必ず陰圧でいろいろな対応ができるようとか幾つか要件を定めて、その感染症を取り扱う医療機関の中では一番高いレベルで対応するような形となっております。

○尾辻委員 バイオセーフティーレベルは聞いていませんでしたので。やはり、感染症において新感染症というのは地域で診られるようなものではなくて、日本で四つの病院、十床しかその枠組みがないようなものを新感染症として位置づけているということとをただ確認したかっただけです。もう結構かと思えます。

〔委員長退席、富岡委員長代理着席〕

ちよつときよはいろいろ確認したいことがあるんですけども、今何が一番問題になっているかというところ、専門家会議を経ずに実行されている一斉休校とか入国制限とかイベント自粛とかで、働く保護者の皆さんとか子供たち、自粛による経

済損失など、本当に多岐にわたって国民生活に支障が出る状況になっているわけです。これを、じゃ、どういうふうにして今後打開していくのかということについて、ちよつとまず確認を各府省庁にしていきたいと思えますので、お聞きしたいと思います。

文科省にまずお聞きしますが、一斉休校を要請されたわけです。要請したということは、どこかで解除するというタイミングがやってくると思うんですけども、解除のタイミングというのは何か基準があるのか、全国なのか、地域限定で解除していくのか、専門家会議に聞くのか。この辺はどうなるのか、お聞かせください。

〔富岡委員長代理退席、委員長着席〕

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

今般の学校の一斉臨時休業の要請は、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクをあらかじめ抑える観点から行ったものでございます。

一昨日、三月九日でございますけれども、開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、依然として警戒を緩めることはできないとの見解が示されたところでございます。当面は、円滑な臨時休業の実施を通じて感染拡大防止に全力を尽くすことが最も重要と考えております。

なお、今後、この専門家会議においては三月十九日を目途に新たな報告が出される予定と聞いてございます。この内容も踏まえながら、学校を再

開するに当たつてのいわば目安について検討してまいりたいというように考えてございます。

○尾辻委員 ということは、今文科省において、こういう状態になりましたら解除しますよとか、そういう基準があるわけではないということではないですか。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

今この瞬間に、例えばどういった状況になれば開校、閉校の解除が可能であろうといったような明確な基準を私どもは持ち合わせているわけではございませんで、これは、各地域それから各学校の状況もよく見ながら、また専門家会議の報告の内容も踏まえながら、しっかりと検討していくということとしたいと考えてございます。

○尾辻委員 では、次、法務省にお聞きしますけれども、入国制限をされました。解除のタイミングというのはどこのか、そしてそれに対する基準はあるのか、そしてそれは専門家会議などに聞かれるのか、お聞かせください。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、入管法五条一項十四号の上陸拒否の対象地域についてお答えしますけれども、政府におきまして、これまで新型コロナウイルス感染症の感染者が外国の一定の地域におきまして多数に上っている状況等がある、それから当該地域に滞在する外国人の上陸を拒否すべき緊急性が高い場合、こういう場合には当該地域を政府対策本部において報告して公表しているところでございます。

法務省は、これを踏まえて期間を当分の間といったしまして、入管法五条一項十四号に基づきま

て、中国湖北省を始めとする対象地域に滞在歴がある外国人について上陸拒否の措置を講じているところでございます。

措置の解除でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況が時々刻々と変化しておりますけれども、上陸拒否の措置の対象地域が今現在拡大している状況にある中でございまして、上陸拒否の措置の解除のタイミングについてお答えすることは困難でありますけれども、上陸拒否の措置を行う場合と同様に、措置の解除に当たりまして、政府全体としてのさまざまな情報や知見に基づく検討を踏まえまして、法務省として必要な措置を講じていくことになるかと考えているところでございます。

○尾辻委員 ということは、明確な基準が今あるのかないのか、そして専門家会議に聞くのか聞かないのか、ここだけ端的に確認します。

○佐藤政府参考人 それは、専門家会議における議論も含めまして、政府全体としてのさまざまな情報や知見に基づく検討が行われるものだというふうには理解しているところでございます。

基準といいますのは、先ほど申し上げましたとおり、感染者が外国の一定の地域に多数上っている状況等があつて、外国人の上陸を拒否すべき緊急性が高い場合ということでございます。

○尾辻委員 これもやはり基準がわからないというところであります。

では、今度はイベント自粛でありますけれども、イベント自粛も要請をされております。では、要請解除というのはもちろんあるんですよね、どこ

かのタイミングで。まず、要請解除というのをするのか、それに対して何か基準はあるのか、全国一斉なのか地域限定なのか、専門家会議の意見を聞くのか、ここをお聞かせください。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の現状につきまして、先日、三月九日の専門家会議におきまして、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているものの、同時に、依然として警戒を緩めることはできないとの見解が新たに示されまして、三月十九日ごろを目途にこれまでの対策の効果について判断が示される予定でございます。

政府といたしましては、当該専門家会議の判断が示されるまでの間、今後おおむね十日間程度は全国規模のイベントについて中止、延期、規模縮小等の対応を継続していただくように要請しているところでございます。引き続き専門家の見解も踏まえつつイベント等の取扱いについて判断してまいりたいということでございまして、今現時点で何か定量的な基準があるということではなくて、今もお話を申し上げましたけれども、専門家からの見解も踏まえつつ今後判断してまいりたいということでございます。

それからあと、全国一斉か地域限定かというお話もありましたが、現時点では、どういう形になるかということは今申し上げられるような状況じゃありませんが、可能性としてはいろいろな、こういう可能性はどちらもあつたというふうには考えております。

○尾辻委員 今確認してきましたけれども、結局、

明確な基準がないということは、どこが出口になるのかわからないということなんです。それはやはり、国民生活とか、生活している人にとつては、すごく不安になるわけですよ。出口が見えない、どの段階になったら自分たちはどうできるのかという。やはり、しっかりと出口のめどを示すというのは大事だと思います。それを客観的な数字とか専門的な知見をしっかりと活用してやっていかなと、本当に不安は広がるんじゃないかなと思いますので、皆さん、しっかりと基準を検討して示していただくように求めていきたいというふうに思います。

次に、ちよつと濃厚接触者の定義のことで確認なんですけれども、国立感染症研究所の積極疫学調査実施要領を見ると、患者（確定例）が発病した以降に接触した者が濃厚接触者だというふうになっています。

ただ、今、陽性者、つまりウイルスを持っている無症状病原体保有者もいらつしやるわけです。そうすると、この無症状病原体保有者の濃厚接触者というのは、この人は要はこの定義からいうと濃厚接触者には当たらないということになるというふうによろしいですか。

○宮崎政府参考人 今委員から御指摘がありました無症状病原体保有者につきましてですけれども、これにつきましては、感染症法上、入院の措置とかは患者等と同様に行う形でございますけれども、今の、濃厚接触者としての疫学的調査の対象というところで申し上げますと、国立感染症研究所が作成いたしました新型コロナウイルス感染症患者に

対する積極的疫学調査実施要領によりますと、今委員御指摘がありましたように、濃厚接触者とは患者（確定例）が発病した以降に接触した者というふうに規定されております。

この無症状病原体保有者につきましては、同実施要領によりますと、接触者に対して感染伝播をさせた場合の影響の大きさを評価し、接触者調査の実施については個別に判断するというふうにされているところでございます。

○尾辻委員 これは私はちよつと整理するべきだと思ふんですね。今、実際、無症状病原体保有者でも感染力を有するということは指摘されているところですから。これは本当に市民生活の中でいろいろな影響が出てくるんです。濃厚接触者になり得るといふような整理が必要かと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

今議員から御指摘ございましたが、無症状の病原体保有者の感染力についてはまだいろいろエビデンスを収集しなければいけないところがあるうかと思ふますが、そういうことも含めまして、無症状病原体保有者も患者（確定例）と全く同じような取扱いで、濃厚接触者として取り扱うと、委員からお話がありました影響もかなりいろいろあるということでございますので、この積極的疫学調査の実施要領の中では、患者確定例とは別の考え方で、個別に接触者調査の実施について判断するという整理にされているところでございます。

○尾辻委員 ちよつと残りは後でさせていただきます

ます。

○盛山委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前九時五十分休憩

午前十時四十二分開議

○盛山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。尾辻君。

○尾辻委員 それでは、残り時間の質疑をさせていただきますかと思ふます。

大臣にお戻りになったところでお聞きしたいと思ふんですけれども、先ほど濃厚接触者のことについては確認をさせていただきました。これはちよつと、もう一つ整理が必要だと思ふます。

今何が起きているかというところ、コロナウイルス感染による過剰反応がかなり地域で起こっている、差別的とも言えるような状況が間々あります。

特に、私が見聞きする中では、濃厚接触者、そして濃厚接触者の家族までもが、出勤停止しなさいとか、職場に来てはいけませんというような状況が生まれております。濃厚接触者の家族は濃厚接触者じゃないわけですよ、今のところ。にもかかわらず、そういう人にまで例えば陰性証明書を出してくださいますか、そうやって求めるようなことも出てきていますので、家族や濃厚接触者、感染者含めてそういう偏見を防ぐために、やはりわかりやすい情報発信が必要だと思ふます。大臣の御所見をお伺いします。

○加藤国務大臣 まさに、患者の御家族の皆さん、そしてさらに今言われた濃厚接触者、あるいは接触をされた疑いのある方、またその家族、また、

ちよつと視点は違うんですけども、先般のクルーズ船に出て、本当にみずからの危険を顧みず働いていた、医療関係者の方々、またその家族に対しても本当にいわれなき言動が行われているというのは承知しております、本当に、私もそうしたことをお願いした立場からしても、しっかりと本当の姿を、本当の姿というのは、正しい情報をしっかりと提供していかなくやいけないというふうに思っております。

基本的対処方針の中においても、患者や対策にかかわった方々の人権に配慮した取組を行うということも明記させていただいております。なかなか簡単なことではありませんけれども、一つ一つの機会を捉えながら、そうした間違った理解、そしてそれに基づく言動が行われないように、私どもの努力をしていきたいと思えます。

○尾辻委員 この辺、広がれば広がるほどそういった事象も広がってきますので、しっかりと情報を発信していただきたいと思えます。

ちよつと確認ですけれども、陰性証明書というものは今医療機関ではまず出せませんよね。例えば退院したときに、退院したことは証明できてもこの方が新型コロナウイルスがありませんとかいう証明書は出せるものでしょうか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

一般的に、今回の新型コロナウイルス感染症に限らずですけれども、感染症に係る陰性の判定が記載された診断書等につきましては、患者さんの求めがございましたらば、医療機関とか医師の判断で発行するかどうか判断されるものという

ふうに承知しております。検査の実施状況にもよるかと思えますけれども、最終的には医師の判断で発行されるかどうかというものだというふうに承知しております。だから、出せないというルールもありませんし、出すべきということでもないということですよ。

○尾辻委員 じゃ、出そうと思ったら出せる。ちよつとこれは、もう少し私は整理が必要だと思えます。より混乱する可能性があると思えますよ。

最後に一言。今、自治体でかなりプライバシーの公表に当たるんじゃないかという情報までが公表されたりして、自治体によってこれはばらつきがあるんですね。こういうふうに公表されると、検査を受けたくないという、検査を忌避するような動きが出てくる可能性があると思えます。知事会からもこの公表の基準を示してほしいということを言われているかと思えますので、この辺、プライバシーと公表のバランスのあたりについてはちよつと基準を示していただくようお願い申し上げます。質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。